

令和3年7月16日

文化審議会答申（重要無形文化財の指定及び保持者の認定等）について

文化審議会（会長 佐藤 信^{さとう まこと}）は、7月16日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、別紙のとおり重要無形文化財の指定及び保持者の認定等について、文部科学大臣に答申しましたので、お知らせします。

この結果、官報告示の後に、重要無形文化財の各個認定の指定件数は78件、保持者数は114名となる予定です。

詳しくは、別紙の資料「Ⅰ. 答申内容」「Ⅱ. 解説」「Ⅲ. 参考」を御覧ください。

<担当>文化庁文化財第一課

課長	鍋島 豊（内線2884）
課長補佐	山田 隆志（内線2933）
文化財調査官（芸能部門）	吉田 純子（内線2866）
文化財調査官（工芸技術部門）	佐藤 直子（内線2867）
審議会係長	小林 朝子（内線2887）

電話：03-5253-4111（代表）

I. 答申内容

(別紙)

(1) 重要無形文化財の指定及び保持者の認定 (各個認定)

年齢は令和3年7月16日現在

重要無形文化財	保 持 者		
名 称	氏名 (芸名・雅号)	生年月日 (年齢)	住 所
(芸能の部)			
りゅうきゅうぶようたちかた 琉球舞踊立方	みやぎ ゆきこ 宮城 幸子	昭和8年11月24日 (満87歳)	沖縄県那覇市
	しだ フサ子 (志田 房子)	昭和12年7月2日 (満84歳)	東京都練馬区
(工芸技術の部)			
ちゃ ゆがま 茶の湯釜	かくたに ゆうじ かくたに ゆうけい (角谷 勇治 角谷 勇圭)	昭和17年10月17日 (満78歳)	大阪府東大阪市

(2) 重要無形文化財の保持者の追加認定 (各個認定)

年齢は令和3年7月16日現在

重要無形文化財	保 持 者		
名 称	氏名 (芸名)	生年月日 (年齢)	住 所
(芸能の部)			
にんぎょうじょうるりぐんらく 人形浄瑠璃文楽 にんぎょう 人形	みやなが とよみ 宮永 豊実 きりたけ かんじゅうろう (桐竹 勘十郎)	昭和28年3月1日 (満68歳)	大阪府大阪市

(3) 重要無形文化財の保持者の団体の構成員の追加認定

年齢は令和3年7月16日現在

重要無形文化財			保 持 者			
名 称	保持者及びその代表者の氏名	所属する機関又は団体	氏 名	芸 名	生年月日 (年齢)	住 所
いちちゅうぶす 一中節	いちちゅうぶすほぞんかい 一中節保存会会員 代表者 うめつ ふじ (宇治 紫文)	東京都港区新橋4-15-4 叶家方 一般財団法人古曲会内 一中節保存会	(太夫1名)			
			おおむら ゆみこ 大村 由美子	みやこ いちおう 都 一桜	昭和22年 1月15日 (満74歳)	静岡県

II. 解説

〔（１）重要無形文化財の指定及び保持者の認定（各個認定）〕

（芸能の部）

- 1 ^{りゅうきゅうぶようたちかた} 琉球舞踊立方 ^{みやぎ ゆきこ} 宮城 幸子
^{しだ ふさこ} 志田 フサ子（芸名 ^{しだ} 志田 ^{ふさこ} 房子）

^{りゅうきゅうぶようたちかた}「琉球舞踊立方」は、今回、新たに重要無形文化財に指定され、宮城氏及び志田氏が、その保持者として認定されるものである。

（１）重要無形文化財の指定について

① 名称

^{りゅうきゅうぶようたちかた}
琉球舞踊立方

② 重要無形文化財の概要

琉球舞踊は、18世紀から19世紀中頃にかけて、琉球国で大成した古典舞踊と、その演技技法を基礎として明治以降に創作された^{ぞうおどり}雑踊から成る舞踊である。古典舞踊は、組踊などとともに^{さくほうし}冊封使^{おかんせんおどり}御冠船踊の一つとして士族の子弟によって演じられた。明治以後は舞踊家が担うところとなり、演技技法をより高度に洗練させ、新たな鑑賞者となった庶民の嗜好や感性に応じた演目も創作された。

琉球舞踊立方は、琉球舞踊を構成する技法の一つで、三線音楽にのせ、登場人物の心情や情景を、沖縄独自の演技技法を用いて情緒豊かに踊るものであり、芸術上特に価値が高く、芸能史上特に重要な地位を占め、琉球舞踊を成立させる上で欠くことができないものである。

（２）保持者の認定について

（その一）

① 保持者

氏名 ^{みやぎ ゆきこ} 宮城 幸子

生年月日 昭和8年11月24日（満87歳）

住所 沖縄県那覇市

② 保持者の特徴

同人は、琉球舞踊立方の伝統的な演技技法を高度に体現する舞踊家として重要な位置を占めている。多くの重要な舞台に出演して卓越した技量を示しているほか、後進の指導・育成にも尽力している。

③ 保持者の概要

同人は、昭和8年に沖縄県国頭郡羽地村（現 くにがみぐんはねじそん 名護市）に生まれ、幼い頃から伝統芸能に親しみ育った。昭和26年、戦後の琉球舞踊界を牽引した舞踊家の一人である真境名佳子まじきなよしこに師事して琉球舞踊を学び始めた同人は、初舞台を踏んだ同29年、沖縄タイムス社主催第一回新人芸能祭ベストテンに入賞し、早くも頭角を現した。以後、厳しさで知られる師匠のもとで研鑽に励み、昭和43年に教師免許を取得、同年宮城幸子琉舞道場を開いて後継者の育成も開始し、同49年には師範免許が授与された。同人は平成21年、重要無形文化財「琉球舞踊」が指定されるに際して、第一次総合認定保持者に認定されている。

同人は、真境名佳子の芸と芸風を受け継ぎながら、自らの個性を示して存在感ある表現を成就させた。気品ある、優美な踊りで女性の内面を豊かに表現する同人の古典女踊はとりわけ高く評価されている。こうした同人の活動成果に対しては、平成22年、第30回伝統文化ポークラ賞優秀賞が贈られている。

また、活発な舞台活動を展開する一方、平成17年には真境名佳子の後を継いで真踊流しんよう代表に就任し、現在では同流相談役として若手舞踊家の育成に努めるとともに、沖縄県立芸術大学の非常勤講師などを務め、また琉球舞踊保存会会員として広く後進の指導に当たり、斯界の振興発展に貢献している。

以上のように、同人は、琉球舞踊立方の技法を正しく体得し、かつ、これに精通していると同時に、その技法を高度に体現している。

④ 保持者の略歴

昭和26年	琉球舞踊家の真境名佳子 <small>まじきなよしこ</small> に入門
同 29年	玉城盛重 <small>たまぐすくせいじゆう</small> 追悼芸能祭で「浜千鳥 <small>はまちどり</small> 」を踊り初舞台
同 年	沖縄タイムス社主催新人芸能祭ベストテン
同 38年	沖縄タイムス社主催芸術祭グランプリ
同 43年	真境名佳子より教師免許取得
同 年	宮城幸子琉舞道場を開設
同 49年	真境名佳子より師範免許取得
同 58年	沖縄タイムス芸術選賞大賞
平成 6年	沖縄県立芸術大学音楽学部琉球芸能専攻非常勤講師（同10年まで）
同 8年	沖縄県指定無形文化財「沖縄伝統舞踊」保持者（同21年まで）
同 11年	真踊流佳幸 <small>しんよう よしゆき</small> の会会主（現在に至る）
同 15年	沖縄県文化功労者

同 17年 真踊流代表（同29年まで）
 同 21年 重要無形文化財「琉球舞踊」（総合認定）保持者
 同 22年 第30回伝統文化ポークラ賞優秀賞
 同 29年 国立劇場おきなわ伝統芸能伝承者養成「組踊」研修講師（現在に至る）
 同 年 真踊流相談役（現在に至る）
 同 年 沖縄タイムス賞
 令和 元年 沖縄県功労者



みやぎゆきこ
 （宮城幸子氏）



しゅどうん みやぎゆきこ
 （「諸屯」を踊る宮城幸子氏）

（その二）

① 保持者

氏名 志田^{しだ} フサ子（芸名 志田^{しだ} 房子^{ふさこ}）

生年月日 昭和12年7月2日（満84歳）

住所 東京都練馬区

② 保持者の特徴

同人は、伝統的な琉球舞踊立方の演技技法を高度に体現する舞踊家として活躍し、古典舞踊から雑踊^{ぞうおどり}まで幅広い芸域を保持して卓抜した技量を示している。また、斯界の発展及び後進の指導・育成にも尽力している。

③ 保持者の概要

同人は、昭和12年に沖縄県那覇市に生まれ、同15年、玉城盛重^{たまぐすくせいじゅう}に師事して

琉球舞踊の道に入り、同22年、本格的に舞踊家としての活動を始めた。盛重の厳しい指導により古典舞踊の基礎を習得した同人は、盛重の逝去の後は、仲井真盛良、金武良章、真境名佳子、田島清郷、玉城盛義、島袋光裕等から、それぞれの得意とする曲目の指導を得、昭和30年に玉城盛義より免許状取得、翌年に根路銘（旧姓）房子舞踊研究所を開設して後進の育成を本格的に始め、同40年には島袋光裕からも免許状を授与された。東京へ転居の後も、東京、沖縄の双方で活発な舞台活動を行うとともに弟子の育成に努め、平成21年、重要無形文化財「琉球舞踊」が指定されるに際して、第一次総合認定保持者に認定された。

同人は、流派が創設される以前の琉球舞踊界で複数の師に師事し、抽象的な所作によって内面を表現する古典舞踊から、庶民の生き生きとした姿を描く雑踊まで、幅広い芸域を高度に保持するに至った。洗練された技術をもって作品世界を芸術性豊かに演じ分ける表現力や創作作品は高く評価されており、同人の舞台成果に対しては、文化庁芸術祭芸術祭賞や芸術選奨文部大臣賞が授与されている。

このように活発な舞台活動を展開する一方、平成19年から重踊流宗家として門弟の指導に尽力するとともに、東京藝術大学等の非常勤講師を務め、また琉球舞踊保存会会員として広く後進の指導に当たり、斯界の振興発展に貢献している。

以上のように、同人は、琉球舞踊立方の技法を正しく体得し、かつ、これに精通しているとともに、その技法を高度に体現している。

④ 保持者の略歴

- 昭和15年 琉球舞踊家の玉城盛重たまぐすくせいじゅうに師事
- 同 22年 沖縄民政府文化部芸術課主催芸能審査会で「むんじゅる」を踊り初舞台、同審査に合格し、本格的に舞踊家としての活動を始める
- 同 30年 玉城盛義たまぐすくせいぎより免許状取得
- 同 31年 根路銘房子ねろめ舞踊研究所を開設
- 同 38年 沖縄タイムス社主催芸術祭グランプリ
- 同 40年 島袋光裕より免許状取得
- 同 58年 沖縄タイムス芸術選奨大賞
- 同 63年 昭和62年度（第42回）文化庁芸術祭芸術祭賞
- 平成 4年 平成3年度（第42回）芸術選奨文部大臣賞
- 同 年 東京藝術大学音楽学部邦楽科非常勤講師（同5年まで）
- 同 8年 沖縄県指定無形文化財「沖縄伝統舞踊」保持者（同21年まで）
- 同 13年 ぐらしき作陽大学音楽学部音楽科日本伝統芸能専修非常勤講師（同18年まで）
- 同 16年 沖縄県文化功労者

同 19年 ^{ちようよう}重踊流宗家（現在に至る）
 同 21年 重要無形文化財「琉球舞踊」（総合認定）保持者
 令和 元年 沖縄タイムス賞



（^{しだ}志田フサ子氏）



（「^{しゅうどん}諸屯」を踊る^{しだ}志田フサ子氏）（提供：横浜能楽堂）

（3）備考

同分野の既認定者
なし

（工芸技術の部）

1 ^{ちゃ}茶の^{ゆがま}湯釜 ^{かくたに}角谷 ^{ゆうじ}勇治（雅号 ^{かくたに}角谷 ^{ゆうけい}勇圭）

「^{ちゃ}茶の^{ゆがま}湯釜」は、昭和53年4月26日に重要無形文化財に指定されたが、平成21年6月23日、保持者の逝去により指定が解除された。今回、改めて指定するとともに、^{かくたに}角谷氏をその保持者として認定するものである。

（1）重要無形文化財の指定について

① 名称
^{ちゃ}茶の^{ゆがま}湯釜

② 重要無形文化財の概要

茶の湯釜は、我が国の伝統的な鑄造技法である。その基本的な製作技法は、^{そとがた}外型

と中子^{なかご}を組み合わせるにより、中空^{いがた}の鑄型を構成する「惣型鑄造^{そうがたちゅうぞう}」である。川砂や粘土等を原料として鑄型を造り、そこに砂鉄を製錬した和銚^{わすく}等を流し込んで鑄造し、茶の湯釜を製作する。

我が国においては、鎌倉時代に中国大陸から喫茶の風習が将来され、室町時代には現在の福岡県芦屋や、栃木県佐野で製作された茶の湯釜が流行した。江戸時代になると京、大坂、江戸等各地でも特色ある茶の湯釜が発展し、これらの伝統的な製作技法が現代の釜師^{かまし}に受け継がれている。

以上のように茶の湯釜は、芸術上価値が高く、工芸史上重要な地位を占める技法である。

(2) 保持者の認定について

① 保持者

氏名 かくたに ゆうじ 角谷 勇治 (雅号 かくたに ゆうけい 角谷 勇圭)
生年月日 昭和17年10月17日 (満78歳)
住所 大阪府東大阪市

② 保持者の特徴

同人は、伝統的な茶の湯釜の制作技法を高度に体得し、とりわけ、古典的な茶の湯釜の美を尊重しつつも現代性を感じさせる端正な形態とともに、その表面に施された「籠押^{へらおし}」による表現が優れた作品を制作して、日本伝統工芸展等で受賞を重ね、高い評価を得ている。

③ 保持者の概要

同人は、昭和17年大阪府に生まれた。昭和36年に大阪市立工芸高等学校図案科(現 デザイン科)を卒業後、父・角谷辰治郎^{かくたにたつじろう}(雅号 かくたにいつけい 角谷一圭)昭和53年重要無形文化財「茶の湯釜」(各個認定)保持者に師事し、伝統的な茶の湯釜の制作技法を習得し、高度に体得した。

同人の茶の湯釜は、古典的な茶の湯釜の美を尊重しつつも現代性を感じさせる端正な形態とともに、その表面に施された「籠押^{へらおし}」による表現が優れているところに特徴がある。「籠押」とは、鑄型肌の上に籠を押し込んで凹ませることで線や面をつくって文様を描き、茶の湯釜の表面に装飾を鑄出する伝統技法である。

同人は、日本伝統工芸展を中心に作品を発表し、高い評価を得ている。同人は、平成2年に第37回日本伝統工芸展で日本工芸会奨励賞を受賞し、同9年には第44回同展においても日本工芸会奨励賞を受賞した。さらに、平成27年の第62回日本伝統工芸展において日本工芸会奨励賞を受賞し、同29年には第

64回同展で日本工芸会保持者賞（優秀賞）を受賞した。また同人は、平成10年第45回日本伝統工芸展で鑑査委員（以後3回歴任）を務めるなど、後進の指導・育成にも貢献してきた。さらに、平成27年には、大阪府指定無形文化財「茶の湯釜」保持者に認定されている。

以上のように、同人は、茶の湯釜の制作技法を高度に正しく体得しており、かつ、これに精通している。

④ 保持者の略歴

昭和36年 大阪市立工芸高等学校図案科（現 デザイン科）卒業

同 45年 父・角谷一圭に師事

同 46年 第18回日本伝統工芸展初入選

同 49年 社団法人日本工芸会（現 公益社団法人日本工芸会）正会員（現在に至る）

平成 2年 第37回日本伝統工芸展日本工芸会奨励賞

作品「和銚流水文釜」
わ ずくりゆうすいもんがま

同 9年 第44回日本伝統工芸展日本工芸会奨励賞

作品「姥口鷺ノ釜」
うばくちさぎ かま

同 10年 第45回日本伝統工芸展鑑査委員（以後3回歴任）

同 27年 大阪府指定無形文化財「茶の湯釜」保持者（現在に至る）

同 年 第62回日本伝統工芸展日本工芸会奨励賞

作品「花流水釜」
はなりゆうすいがま

同 29年 第64回日本伝統工芸展日本工芸会保持者賞（優秀賞）

作品「芦辺姥口釜」
あしべうばくちがま



かくたにゆうじ
(角谷勇治氏)



かくたにゆうじ
(鑄型作りをする角谷勇治氏)

(3) 備考

同分野の既認定者

(死亡解除)

ながの まつぞう 長野 松蔵 (雅号 ながの てつし 長野 埤志)

(昭和38年4月24日指定・認定～昭和52年7月14日指定・認定解除)

かくたに たつ じろう 角谷 辰治郎 (雅号 かくたに いっけい 角谷 一圭)

(昭和53年4月26日指定・認定～平成11年1月14日認定解除)

たかはし たか じ 高橋 高治 (雅号 たかはし けいてん 高橋 敬典)

(平成8年5月10日認定～平成21年6月23日指定・認定解除)

〔(2) 重要無形文化財の保持者の追加認定(各個認定)〕

(芸能の部)

1 にんぎょうじょうる 人形 浄瑠璃文楽人形 みやなが とよみ 宮永 豊実 (芸名 きりたけ かんじゅうろう 桐竹 勘十郎)

「にんぎょう じょうる 人形 浄瑠璃文楽人形」は、昭和52年4月25日に重要無形文化財に指定され、
現在、保持者としてひら おかつよし 平尾勝義(芸名 よしだみのすけ 吉田箕助)氏、おぎのつねとし 荻野恒利(芸名 よしだかずお 吉田和生)氏が
認定されている。現保持者に加えて、宮永氏を保持者として「追加認定」するものである。

(1) 重要無形文化財「にんぎょう じょうる 人形 浄瑠璃文楽人形」について

人形浄瑠璃文楽は、さんぎょう たゆう 三業(太夫・三味線・人形)で構成される舞台芸術で、18世紀
中頃に大成した。物語を語る太夫、各場面の情景等を表現する三味線、太夫と三味線
のぎだゆうぶし 義太夫節にのせて演技する人形によって展開する。人形浄瑠璃文楽の人形は、一つ
の人形をおもづか 主遣い、ひだりづか 左遣い、あしづか 足遣いの三人で遣うという世界の人形芝居にその比を見ない
繊細巧緻なもので、高度の芸術的価値を持つとともに、その演技演出の様式等、我が国演劇史上に遺した足跡は大きく、芸能史的にも重要な地位を占めている。

(2) 保持者の認定について

① 保持者

氏 名 みやなが とよみ 宮永 豊実 (芸名 きりたけ かんじゅうろう 桐竹 勘十郎)

生年月日 昭和28年3月1日(満68歳)

住 所 大阪府大阪市

② 保持者の特徴

同人は、伝統的な人形浄瑠璃文楽人形の技法を高度に体现し、女方・立役を問わず幅広い芸域において力量を示しており、斯界を代表する一人として活躍し、重要な位置を占めている。また、後進の指導・育成にも尽力している。

③ 保持者の概要

同人は、昭和28年、二世桐竹勘十郎（昭和57年重要無形文化財「人形浄瑠璃文楽人形」(各個認定)保持者)の長男として大阪府に生まれた。昭和42年、吉田簀助（平成6年重要無形文化財「人形浄瑠璃文楽人形」(各個認定)保持者)に入門し吉田簀太郎を名乗り、同43年に初舞台を踏み、平成15年には三世桐竹勘十郎を襲名した。

同人は、女方遣いとして定評のある師のもとで修業するとともに、豪快な立役を得意とする父の薫陶を受けて修練に努めた。女方では、姫、娘、傾城といった若く美しい役柄ばかりでなく市井の女房役なども得意とし、「夏祭浪花鑑」の団七九郎兵衛や「義経千本桜」の狐忠信など多くの立役も務め、様々な役柄において卓抜した技量を示している。これら同人の舞台に対しては、平成22年に日本芸術院賞などが授与されている。

また、同人は国立劇場伝統芸能伝承者養成「文楽」研修の講師を務め後進の指導・育成に尽力し、さらに、上演が途絶えた演目の復活に取り組むほか、左遣いや足遣いなどの配役を決める「小割委員」を務めるなど、今日の人形浄瑠璃文楽の上演のために欠かせない存在となっている。

以上のように、同人は、人形浄瑠璃文楽人形の技法を正しく体得し、かつ、これに精通しているとともに、その技法を高度に体现している。

④ 保持者の略歴

昭和42年 吉田簀助よしだみのすけに入門、吉田簀太郎みのたろうを名乗る
同 43年 「壇浦兜軍記・阿古屋琴責あこやことぜめの段」の水奴みずやっこで初舞台
同 62年 重要無形文化財「人形浄瑠璃文楽」(総合認定)保持者
平成11年 第20回松尾芸能賞優秀賞
同 15年 三世桐竹勘十郎きりたけかんじゅうろうを襲名
同 17年 小割委員こわりを務める(現在に至る)

- 同 18年 国立劇場伝統芸能伝承者養成「文楽」研修講師（現在に至る）
- 同 20年 平成19年度（第58回）芸術選奨文部科学大臣賞
- 同 年 紫綬褒章
- 同 年 平成19年度（第27回）国立劇場文楽賞文楽大賞
（以後、同21年、24年、31年受賞）
- 同 22年 第66回日本芸術院賞
- 同 28年 第57回毎日芸術賞
- 同 30年 第38回伝統文化ポラ賞優秀賞
- 令和 2年 一般社団法人人形浄瑠璃文楽座代表理事（現在に至る）



みやながとよみ
（宮永豊実氏）



みやながとよみ
（演技中の宮永豊実氏）（撮影：小川知子）

（3）備考

同分野の既認定者

（死亡解除）

いそがわ ききち せいの きりたけ もんじゅうろう
磯川 佐吉（芸名 二世 桐竹 紋十郎）

（昭和40年4月20日指定・認定～昭和45年8月21日指定・認定解除）

うえだ すえいち よしだ たまお
上田 末一（芸名 吉田 玉男）

（昭和52年4月25日指定・認定～平成18年9月24日認定解除）

みやなが ゆたか せいの きりたけ かんじゅうろう
宮永 豊（芸名 二世 桐竹 勘十郎）

（昭和57年4月20日認定～昭和61年8月14日認定解除）

つかもと かずお よしだ ぶんじゃく
塚本 和男（芸名 吉田 文雀）

（平成6年6月27日認定～平成28年8月20日認定解除）

(現保持者)

ひら お かつよし よし だ みすけ
平尾 勝義 (芸名 吉田 襄助)

(平成6年6月27日認定)

おぎ の つねとし よし だ かずお
荻野 恒利 (芸名 吉田 和生)

(平成29年10月2日認定)

[(3) 重要無形文化財の保持者の追加認定 (総合認定)]

1 一 中 節 (一 中 節 保 存 会 会 員)

「一 中 節」は、平成5年4月15日に重要無形文化財に指定され、その保持者として一 中 節 保 存 会 会 員 が 総 合 的 に 認 定 さ れ、現 在 9 名 の 保 持 者 が い る。こ れ ら の 保 持 者 に 加 え て、1 名 を 保 持 者 の 団 体 の 構 成 員 と し て 「追 加 認 定」す る も の で あ る。

(1) 保持者の団体の構成員の追加認定

今回認定しようとする1名は、一 中 節 の 技 法 を 高 度 に 体 現 し、重 要 無 形 文 化 財 「一 中 節」の 保 持 者 と し て ふ さ わ し い 者 で あ る の で、重 要 無 形 文 化 財 「一 中 節」の 保 持 者 の 団 体 の 構 成 員 (一 中 節 保 存 会 会 員) と し て 追 加 認 定 す る も の で あ る。

(2) 備考

①追加認定の経過

第 1 次認定	9 名	平成5年4月15日
第 2 次認定	6 名	平成11年6月21日
第 3 次認定	2 名	平成14年7月8日
第 4 次認定	1 名	平成24年10月4日
現保持者数	9 名	

②今回追加認定後の保持者数

10名 (延べ19名)

Ⅲ. 参考

1. 重要無形文化財の指定制度及び保持者等の認定制度

我が国の伝統的な芸能や工芸技術のうち、芸術上又は歴史上価値の高いものを重要無形文化財として指定し、これらのわざの高度な体現者・体得者をその保持者又は保持団体として認定。

<認定の概要>

(1) 保持者

- ①各個認定・・・重要無形文化財に指定されている芸能又は工芸技術を高度に体現・体得している個人を認定。
- ②総合認定・・・重要無形文化財に指定されている芸能を2人以上の者が一体となって体現している場合に、これらの者が構成している団体の構成員を認定。

(2) 保持団体

重要無形文化財に指定される工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該わざを保持する者が多数いる場合には、これらの者が主たる構成員となっている団体を認定。

2. 指定・認定までの手続き

毎年1回、重要無形文化財の保持者の死亡による認定の解除数、芸能及び工芸技術の分野の実態等を踏まえて、有識者により構成する文化審議会の専門調査会における専門的な調査検討を受けて、文化審議会の答申に基づき、文部科学大臣が保持者や保持団体の認定を行っている。

3. 「重要無形文化財」の指定件数と「保持者」及び「保持団体」の認定数

保持者（各個認定）

(1) 「重要無形文化財」の指定件数と「保持者（各個認定）」の認定数

区 分	芸能の部		工芸技術の部		合計	
	指定件数	保持者数	指定件数	保持者数	指定件数	保持者数
指 定・認 定 前	37	53	39	58 ※(57)	76	111 ※(110)
今回の指定・認定	1	3	1	1	2	4
指 定・認 定 後	38	56	40	59 ※(58)	78	115 ※(114)

※工芸技術の部に重複認定が1人いるため、（ ）内の数は実人員を示す

(2) 「重要無形文化財保存特別助成金」の交付について

重要無形文化財保持者（各個認定）には、技の錬磨向上及び伝承者養成のための経費として、「重要無形文化財保存特別助成金」（1人年額200万円）を交付している。

保持者（総合認定）及び保持団体

(1) 「重要無形文化財」の指定件数と「保持者の団体」数及び「保持団体」数

区 分	芸能の部		工芸技術の部	
	指定件数	保持者の団体数	指定件数	保持団体数
指 定・認 定 前	14	14	16	16
今回の指定・認定	0	0	0	0
指 定・認 定 後	14	14	16	16

(2) 上記団体には伝承者養成のために必要な経費を補助している。